

新潟県後期高齢者医療懇談会設置運営要綱

(設置)

第1条 新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、後期高齢者医療制度の適切かつ円滑な運営に資するため、新潟県後期高齢者医療懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(懇談事項)

第2条 懇談会の懇談事項は、広域連合長から求められた後期高齢者医療制度に係る次の事項とする。

- (1) 保険料に関すること。
- (2) 医療給付に関すること。
- (3) 保健事業に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇談会は、次の各号に掲げる委員により、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 被保険者等を代表する委員 3名以内
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3名以内
- (3) 学識経験者その他の有識者を代表する委員 2名以内
- (4) 被用者保険等その他の医療保険者を代表する委員 2名以内
- (5) 行政関係者 2名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員に欠員が生じた時の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長は委員の互選により選出し、副座長は座長が指名する。

3 座長は懇談会を総括する。

4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があったときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、座長が招集し、主宰する。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 座長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 事務局は、広域連合総務課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。